

令和7年山形県教育委員会5月定例会

令和7年5月15日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議 題

議第1号 山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集について  
(生涯教育・学習振興課)

議第2号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて (教職員課)

議第3号 教職員の人事について (教職員課)

5 閉 会

## 議第 1 号

### 山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県金峰少年自然の家  
所在地 山形県鶴岡市高坂字杉ヶ沢 54 番地 1
- (2) 名 称 山形県金峰少年自然の家海浜自然の家  
所在地 山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野 299 番

#### 2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
  - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 6 第 1 項ただし書に規定する「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出している又は提出する予定であること。

#### 提 案 理 由

平成 31 年 4 月から山形県金峰少年自然の家に導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものである。

令和 7 年 5 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

<別添資料>

## 山形県金峰少年自然の家（海浜自然の家を含む）指定管理者公募について

### 【施設概要】

- 1 施設の設置目的 団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。
- 2 施設面積等

	金峰少年自然の家（本館）	海浜自然の家（分館）
敷地面積	77,526.58 m <sup>2</sup>	143,236.12 m <sup>2</sup>
建 物	鉄筋コンクリート造、3階建	鉄筋コンクリート造、2階建
延床面積	3,954.98 m <sup>2</sup>	3,806.23 m <sup>2</sup>

- 3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

- ① 国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日（海浜自然の家にあつては、10月21日から翌年の5月14日までの日）
- ③ 毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）
- ④ 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

- 4 利用者数（延べ人数）及び利用料金収入の実績

	金峰少年自然の家（本館）		海浜自然の家（分館）	
令和元年度	13,562人	507,840円	5,697人	205,510円
令和2年度	6,040人	30,470円	3,260人	20,880円
令和3年度	6,626人	14,690円	3,452人	13,510円
令和4年度	8,400人	133,800円	4,128人	119,240円
令和5年度	8,874人	236,950円	4,552人	283,830円
令和6年度	9,830人	251,710円	3,953人	121,260円

- 5 現在の管理運営体制 （※R6:7月豪雨被害の影響による減）

県職員数：職員7名（うち3名は5月～10月の期間、海浜自然の家勤務）

会計年度任用職員1名（夏季のみ）

指定管理者：庄内アソビプロジェクト

職員数：常勤職員6名（うち1名は海浜自然の家常駐）、非常勤職員9名

（うち常勤2名（1名常駐含む）、非常勤1名は5月～10月の期間、海浜自然の家勤務）

### 【指定管理者公募】

- 1 指定期間：5年
- 2 応募資格：議案書のとおり
- 3 委託業務（指定管理料の上限額 359,311千円／5か年）
  - (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）
  - (2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）
  - (3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）
  - (4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）
- 4 選定のスケジュール（予定）
  - ① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月15日（木）
  - ② 募集要項審査委員会 6月4日（金）
  - ③ 募集要項等の配布 6月10日（火）～7月15日（火）
  - ④ 質問書の受付 6月10日（火）～7月8日（火）
  - ⑤ 現地説明会の開催 6月24日（火）※6月下旬
  - ⑥ 申請書類の提出期限 7月15日（火）
  - ⑦ 選定審査委員会 7月下旬～8月上旬
  - ⑧ 候補者の選定 8月下旬
  - ⑨ 指定管理者の議決（県議会9月定例会） 10月
  - ⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月
  - ⑪ 指定管理者との協定締結 1月中

## 議第 2 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号、第 5 号、第 12 号及び第 16 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和 7 年 5 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

教育職員免許状に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別記 様式第1号</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県教育委員会 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                 県証紙はり付け欄             </div> <div style="width: 250px;"> <p>本 籍 地</p> <p>現 住 所</p> <p style="text-align: right;">(電話番号 )</p> <p>ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生(男・女)</p> </div> </div> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 免許状の種類 2 教 科 料 3 特別支援教育領域</p> <p>注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第69条第2項若しくは第69条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。 2 教科料の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科料(教科料の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第5項に規定する特別支援教育領域を記入すること。 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。 教育職員免許法第5条第1項抜粋 (3) <b>禁選</b>以上の刑に処せられた者 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p>別記 様式第1号</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県教育委員会 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                 県証紙はり付け欄             </div> <div style="width: 250px;"> <p>本 籍 地</p> <p>現 住 所</p> <p style="text-align: right;">(電話番号 )</p> <p>ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生(男・女)</p> </div> </div> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 免許状の種類 2 教 科 料 3 特別支援教育領域</p> <p>注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第69条第2項若しくは第69条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。 2 教科料の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科料(教科料の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第5項に規定する特別支援教育領域を記入すること。 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。 教育職員免許法第5条第1項抜粋 (3) <b>物差別</b>以上の刑に処せられた者 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

様式第5号

教育職員検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地  
 現 住 所  
 (電話番号 )  
 ふりがな  
 氏 名  
 年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教 科
- 3 特別支援教育領域

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行規則第69条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。  
 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。  
 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第5項に規定する特別支援教育領域を記入すること。  
 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定は、次のとおりである。  
 教育職員免許法第5条第1項抜粋  
 (3) 禁選以上の刑に処せられた者  
 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
 (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第5号

教育職員検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地  
 現 住 所  
 (電話番号 )  
 ふりがな  
 氏 名  
 年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教 科
- 3 特別支援教育領域

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行規則第69条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。  
 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。  
 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第5項に規定する特別支援教育領域を記入すること。  
 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定は、次のとおりである。  
 教育職員免許法第5条第1項抜粋  
 (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者  
 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
 (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第12号

特別免許状検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地  
 現 住 所  
 (電話番号 )  
 ふりがな  
 氏 名  
 年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員特別免許状の授与を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第3項に規定する特別免許状の種類を記入すること。  
 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。  
 3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定は、次のとおりである。  
 教育職員免許法第5条第1項抜粋  
 (3) 禁選以上の刑に処せられた者  
 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
 (6) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第12号

特別免許状検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地  
 現 住 所  
 (電話番号 )  
 ふりがな  
 氏 名  
 年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員特別免許状の授与を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第3項に規定する特別免許状の種類を記入すること。  
 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。  
 3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定は、次のとおりである。  
 教育職員免許法第5条第1項抜粋  
 (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者  
 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
 (6) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第16号

教育職員免許状交付願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号 )

ふりがな

氏 名

年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定による下記の教育職員免許状の交付を関係書類に添えて出願します。

記

1 免許状の種類

2 教 科

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は第4項に規定する免許状の種類を記入すること。

2 教科の項には、必要のある者のみ、交付を出願する免許状に係る教科(教科の種類の一部に係る事項を含む。)を記入すること。

3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第16号

教育職員免許状交付願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号 )

ふりがな

氏 名

年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定による下記の教育職員免許状の交付を関係書類に添えて出願します。

記

1 免許状の種類

2 教 科

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は第4項に規定する免許状の種類を記入すること。

2 教科の項には、必要のある者のみ、交付を出願する免許状に係る教科(教科の種類の一部に係る事項を含む。)を記入すること。

3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者